

貯蓄貯金Ⅰ型規定

1. (取扱店の範囲)

この貯金は、当店のほか当信漁連（組合）のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しは、あらかじめ当店で、通帳所定欄に押なつされた印影（または記入された署名・暗証）と届出の印鑑（または署名鑑・暗証）との照合手続きを受けたものに限りします。

2. (証券類の受入れ)

- (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受け入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当信漁連（組合）は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受け入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1) この貯金口座には、為替による振込金を受け入れます。
- (2) この貯金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取り立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受け入れた証券類の金額にかかる貯金の払戻しは出来ません。その払戻しができる予定の日は通帳の取引金額欄に記載します。
- (2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄貯金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

5. (貯金の払戻し)

- (1) この貯金を払戻すときは、当信漁連（組合）所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）してこの通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該貯金の払戻を受けることについて正当な権

限を有することを確認するための貯金者確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当信漁連（組合）が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

6. （支払機での通帳による貯金の払戻し）

- (1) 通帳によるこの貯金の払戻しについては、次により取り扱うほかこの規定の他の条項および(IC)キャッシュカード規程の条項を準用します。
 - ① 原則として当信漁連（組合）がJFマリンバンク（漁協）（IC）キャッシュカードを発行している個人の貯金者に限り当信漁連（組合）および同一道県内提携組合（信漁連）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。）を使用して、この通帳によりこの貯金の払戻しができます。
 - ② 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機に通帳を挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、払戻し請求書の提出は必要ありません。
 - ③ この通帳を失った場合には、第10条により、直ちに貯金者から書面によって当店に届け出てください。この届け出をうけたときには、直ちに通帳およびJFマリンバンク（漁協）（IC）キャッシュカードによる払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当信漁連（組合）は責任を負いません。
 - ④ 前項の届出のまえに、通帳を失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当店に届出てください。
 - ⑤ 暗証を変更する場合には、直ちに貯金者から書面によって当店に届出るか、支払機により操作し、届出てください。この届出の前に生じた損害については当信漁連（組合）は責任を負いません。
 - ⑥ 通帳は他人に使用されないよう保管してください。また、暗証は他人に知られないようにしてください。
 - ⑦ 当信漁連（組合）が通帳の電磁的記録によって、支払機の操作の際に使用された通帳を当信漁連（組合）が交付したものとして処理をし、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して払戻しをしたうへは、通帳または暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当信漁連（組合）および同一道県内提携組合（信漁連）は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造通帳によるものであり、通帳および暗証の管理について貯金者の責に帰すべき事由がなかったことを当信漁連（組合）が確認できた場合の当信漁連（組合）の責任についてはこの限りではありません。

7. （払戻回数超過手数料）

- (1) 毎月1日から月末日までの1か月間に5回をこえて払戻しをするときは、その回数をこえるそれぞれの払戻しについて、当信漁連（組合）所定の払戻回数超過手数料をいただきます。
- (2) 前項の払戻回数超過手数料は、貯金の払戻し時に払戻請求書なしでこの貯金口座から自動的に引落します。この場合、払戻回数超過手数料金額と払戻請求金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

8. （自動支払い等）

この貯金口座からは、前条の払戻回数超過手数料を除き、各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、この貯金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金等の自動受取口座として指定することはできません。

9. （利息）

- (1) この貯金の利息は、毎日の最終残高（受け入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じです。）1,000円以上について付利単位を1円として、次項の利率によって計算のうえ、年2回、当信漁連（組合）所定の日に、この貯金に組入れます。
- (2) この貯金の利息を計算するときの基準となる貯金残高（以下「基準残高」といいます。）は30万円とし、適用する利率は次のとおりとします。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
 - ① 毎日の最終残高が基準残高以上となった期間
当該期間における店頭表示の「基準残高以上利率」
 - ② 毎日の最終残高が基準残高未満となった期間
当該期間における店頭表示の「基準残高未満利率」

10. （届出事項の変更、通帳の再発行等）

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、その他の届出事項に変更があったときには、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当信漁連（組合）に過失がある場合を除き、当信漁連（組合）は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合のこの貯金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当信漁連（組合）所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の間をおき、また、保証人を求めることがあります。

11. （成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任

意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。

- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当店は責任を負いません。

12. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名・暗証）を届出の印

鑑（または署名鑑・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当信漁連（組合）は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

13. (盗難通帳による払戻し等)

- (1) 貯金者が個人の場合であって、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当信漁連（組合）に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当信漁連（組合）への通知が行われていること
 - ② 当信漁連（組合）の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当信漁連（組合）に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当信漁連（組合）は、当信漁連（組合）へ通知が行われた日の30日（ただし、当信漁連（組合）に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当信漁連（組合）が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く）があることを当信漁連（組合）が証明した場合は、当信漁連（組合）は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当信漁連（組合）への通知が、通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当信漁連（組合）が証明した場合には、当信漁連（組合）は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当信漁連（組合）が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

- A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと
 - B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 貯金者が、被害状況についての当信漁連（組合）に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- ② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当信漁連（組合）が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることとはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当信漁連（組合）が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当信漁連（組合）が第2項の規定により補てんを行ったときは、当信漁連（組合）は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

14. （譲渡、質入等の禁止）

- (1) この貯金、貯金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当信漁連（組合）がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当信漁連（組合）所定の書式により行います。

15. （取引の制限等）

- (1) 当信漁連（組合）は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当信漁連（組合）がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金・払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当信漁連（組合）が認める場合、当信漁連（組合）は前2項に基づく取引等の制限を解除します。

16. （解約等）

- (1) この貯金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当信漁連（組合）

に申し出てください。

- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当信漁連（組合）はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することにより、この貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当信漁連（組合）が解約の通知の届出のあった氏名、住所にあてて発送したときに解約されたものとします。

- ① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この貯金の貯金者が第14条第1項に違反した場合
- ③ この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑤ ①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当信漁連（組合）からの確認に応じない場合

- (3) この貯金口座は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当信漁連（組合）はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、当信漁連（組合）が取引を継続することが不適切である場合には、当信漁連（組合）はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金口座を解約することができるものとします。

- ① 貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申請をしたことが判明した場合
- ② 貯金者が以下のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者
- ③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当信漁連（組合）の信用

を毀損し、または当信漁連（組合）の業務を妨害する行為

E その他前各号に準ずる行為

- (4) この通帳が、当信漁連（組合）が別途表示する一定の期間貯金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当信漁連（組合）は、この貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前3項により、この貯金口座が解約され残高がある場合、またはこの貯金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ当信漁連（組合）に申し出てください。この場合、当信漁連（組合）は、相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また貯金取引が継続されるときは貯金口座が変更されることがあります。

17. （通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当信漁連（組合）が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

18. （保険事故発生時における貯金者からの相殺）

- (1) この貯金は、当信漁連（組合）に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当信漁連（組合）に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当信漁連（組合）に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は直ちに当信漁連（組合）に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当信漁連（組合）に対する債務である場合には、貯金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充当の指定のない場合には、当信漁連（組合）の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当信漁連（組合）は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当信漁連（組合）に到達した日までとして、利率、料率は当信漁連（組合）の定めによるものとします。また、借入金等を期

限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当信漁連（組合）の定めによるものとします。

- (4) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当信漁連（組合）の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

19（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当信漁連（組合）は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当信漁連（組合）からの利子の支払に係るものを除きます。）。
(2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当信漁連（組合）が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）。
(3) 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）。
① 公告の対象となる貯金であるかの該当性
② 貯金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
(4) 貯金者等からの申し出にもとづく貯金通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと
(5) 貯金者等からの残高の確認があったこと（インターネットバンキングからの残高の確認を除きます。）。
(6) 貯金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと
① キャッシュカードの発行（再発行を含む）、暗証番号の変更
② 姓名や住所等の届出事項の変更
③ 取扱店舗の変更
④ 相続などによる口座名義人の変更

20（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
① 第19条に掲げる異動が最後にあった日
② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
③ 当信漁連（組合）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当信漁連（組合）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。)
④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと 当該支払停止が解除された日
- ② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該手続が終了した日
- ③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当信漁連（組合）が入出金の予定を把握することができるものに限り。） 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

21（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、貯金者等は、当信漁連（組合）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当信漁連（組合）が承諾したときは、貯金者は、当信漁連（組合）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当信漁連（組合）に委任します。
 - ① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- (4) 当信漁連（組合）は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当信漁連（組合）がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当信漁連（組合）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解約をした場合であっても存続するものとします。

22.（規定の変更等）

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当信漁連（組合）は、この規定の各条項および前記第16条第4項にもとづく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(2021.04.01)